

在デンバー日本国総領事館領事部

平成27年メールマガジン第23号（2015年8月10日送信）

★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★

【今号の内容】

●米国医療保険制度改革法の在留邦人への適用について（第三報）

★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★

●米国医療保険制度改革法の在留邦人への適用について（第三報）

昨年から米国において医療保険制度改革法（一般にオバマケアと呼ばれる国民皆医療保険制度：Patient Protection and Affordable Care Act）が始まっていますが、当館は、同法が日本の医療保険に加入している米国在留邦人に対していかに適用されるか、数回みなさまにお知らせしてまいりました。

この度、米国政府の回答も踏まえて、本件について最終的に整理されたものを当館ホームページ（以下）に掲載しましたので、どうぞご参照ください。

医療保険制度改革法：在留邦人への適用について

<http://www.denver.us.emb-japan.go.jp/jp/life/data/iryouhokenseidokaikaku.pdf>

ちなみに、米国においては大病に罹ったり大怪我を負ったりすると治療費が高額となり、公的医療保険のみではカバーし切れなくなるケースが少なくありません。幅広く医療リスクに対応できるよう他の医療保険にも加入しておくことが推奨されています。

=====

在デンバー日本国総領事館 領事部

Consulate-General of Japan in Denver

1225 17th Street, Suite 3000

Denver, CO 80202

TEL: 303-534-1151

FAX: 303-534-3393

E-mail: cgjd-consular@de.mofa.go.jp

Website: <http://www.denver.us.emb-japan.go.jp>